新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急支援(端末貸与) 要項

駿河台大学

1. 目的

駿河台大学(以下「本学」という。)に在籍する大学院生及び学部生に対し、遠隔授業による講義を始める上で必要となる端末等の情報機器の確保が困難な者に対し、端末の貸与を行い、学修に専念できる環境の整備を図ることを目的とする。

2. 貸与条件

次の(1)または(2)の条件に該当する大学院生及び学部生

- (1) オンライン授業の受講に必要な機器 (PC、スマートフォン、タブレット) を何も所持していない者
- (2) 通信環境が全くなく授業を受講できない環境にある者

3. 貸与期間

春学期終了までとする(オンライン授業の実施期間による延長する場合あり)。

4. 貸与方法

ポータルサイトのお知らせに掲出してある「貸与申請について」の内容に従い、申込みを行う。

5. その他

通信料(1カ月6,000円)は本人負担(延長の場合を含む。)とする。

端末貸与の申請者に対しては、緊急支援金より6~9月分の4カ月分(24,000円) を差し引いた金額を支給。機器を破損、紛失した場合等は、弁償金を求める場合がある。

以上

(2020.05.13)